

江東区高齢者住宅条例施行規則 新旧対照表（案）

現行	改正案
<p>目次 （略）</p> <p>第1条～第18条 （略）</p> <p>（同居許可の基準等）</p> <p>第19条 条例第21条第3項に基づき同居の許可をすることができる場合は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高齢者住宅の利用者又は同居者の疾病等により、一時的な介護が必要であると認めるときとする。</p> <p>(1) 同居しようとする者が利用者又は利用者の配偶者の三親等内の血族又は直系姻族であるとき。</p> <p>(2) （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（使用承継の基準等）</p> <p>第20条 条例第22条第3項に基づき使用の承継を許可することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する者から申請がある場合で、かつ、高齢者住宅の管理上支障がないと認める場合とする。</p> <p>(1) 高齢者住宅の使用を承継しようとする者が、利用者の配偶者又は三親等内の血族若しくは姻族であって、使用開始当初から引き続き当該高齢者住宅に居住しているもの。</p> <p>(2) （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第21条～第35条 （略）</p> <p>別表第1・別表第2 （略）</p> <p>別記第1号様式～別記第18号様式 （略）</p> <p>第19号様式（第19条関係） （略）</p> <p>別記第20号様式（第20条関係）</p> <p>（略）</p>	<p>目次 （略）</p> <p>第1条～第18条 （略）</p> <p>（同居許可の基準等）</p> <p>第19条 条例第21条第3項に基づき同居の許可をすることができる場合は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高齢者住宅の利用者又は同居者の疾病等により、一時的な介護が必要であると認めるときとする。</p> <p>(1) 同居しようとする者が利用者、<u>利用者の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は条例第6条第1項に規定するパートナーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）</u>の三親等内の血族又は直系姻族であるとき。</p> <p>(2) （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（使用承継の基準等）</p> <p>第20条 条例第22条第3項に基づき使用の承継を許可することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する者から申請がある場合で、かつ、高齢者住宅の管理上支障がないと認める場合とする。</p> <p>(1) 高齢者住宅の使用を承継しようとする者が、利用者の配偶者、<u>パートナーシップ関係の相手方</u>又は三親等内の血族若しくは姻族であって、使用開始当初から引き続き当該高齢者住宅に居住しているもの。</p> <p>(2) （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第21条～第35条 （略）</p> <p>別表第1・別表第2 （略）</p> <p>別記第1号様式～別記第18号様式 （略）</p> <p><u>別記第19号様式（第19条関係）</u> （略）</p> <p>別記第20号様式（第20条関係）</p> <p>（略）</p>

備考 (略)

1・2 (略)

3 (略)

第21号様式～第41号様式 (略)

備考 (略)

1・2 (略)

3 申請者(承継者)が現使用者のパートナーシップ関係の相手方である場合は、東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書

4 (略)

第21号様式～第41号様式 (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区高齢者住宅条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。